

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時35分）

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第9、発議第1号 松崎町議会議員政治倫理条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番 長嶋精一君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○8番（土屋清武君） この倫理条例であります、この内容につきましては、全て自治法または専門の上級法令でこういうことは行ってはだめだということで謳われているわけです。そして、町民の審査請求権、これもあるし、また税の関係につきましては税法でちゃんと謳われております。これは公職選挙法も絡んでくる可能性があります。これを、納税しないからといって、一般の有権者に出すということは、それを出すということは投票に不利益を与えます。滞納したからといって、公職選挙法では立候補はできます。

町民が、この人は確かに容易でなくて、滞納を今はしているかもわからない。けども、考え方、行いは全てよろしいという場合については、その人に投票するわけです。そういうことまで許されているわけです、公職選挙法で。

それで、この政治倫理の2条以下の関係ですけれども、この関係につきましても調査権につきましては、百条委員会というものがあられるわけです。これはちゃんと、このような調査は全てそれでできます。

それで、国の上級条例の法が優先しますので、まして先ほどの納税の関係でございますが、この条例でやっても本人の同意が得られなければ、公表することはできないわけですから、百条調査委員会は、調査委員会で許されていますから。そういうことがあるのにあえてこういう金品の授受をしてはならないと・・・、これを他の市町の議員の意見を聞きました、私は。

松崎町はここまでやらなければ、松崎町の議員はわからないのかと・・・、そういうことは・・・、出す人は、ほかの議員について侮辱されていると私は思うわけです。私自身もそう思いました。

ほかの市町では、こんなことは当たり前だと・・・、議員になるには。こういうふうにはいちいち書かなければ、松崎町の議員はわからないのかということも聞きました。それについてどう思いますか。皆さんの・・・、議員に対してどう思いますか。

我われ、ここの議員だって、町民に洗礼を受けて選ばれてきたんですよ。その人たちをどっちかといえば認めていないような・・・、ことじゃないかと私は想像するわけです。いかがなものでしょうか。

○3番（長嶋精一君）　どこの議会から聞いたかわかりませんが、下田、賀茂郡はこの政治倫理条例というのは作っていないです。ところが、全国、この条例を作っているところはたくさんあります。だから考え方ですね。近隣の市町が作っていないから、いいじゃないかと考えるか、いやいや松崎もこれだけほとんどの面で疲弊していると・・・、これは議員のせいばかりではもちろんないです。ないですが、議員もしっかりしなければいかんじゃないか、そうしたら、じゃあ、よそでやっているところを広く踏襲していくと・・・、全部ものまねじゃないですよ。その中でエッセンスを選んで、わが町に合っているようなことを作ったらどうだと・・・、私は、ほとんどの議員がこれは賛成すべきだと思っていたんですね。

だから、今のような考え方があるというのは、非常に驚いたわけですが・・・、というふうに思っているわけです。

そして、この滞納税金があったら選挙に出られないとか、そんなことをここに謳っていないじゃないですか、いいですか。それは有権者が判断することなんです。最初に言いましたとおり・・・、これは一つの町民に対する約束事です。規律と約束事・・・、約束事が守れなかったら、町民がその選挙等でいろいろなことで判断をするということです。

私は、ここで滞納税金がある人は選挙に出られませんよなんて一言も書いてないし、言ってもないです。

そして、この議員の中に滞納している人がいるんじゃないかと予想して言っているわけではないんです、あつてはならない。しかし、現実的にほかの市町ではあるんですよ。滞納税金があつて、それに対して非常に苦勞しているんです。そして、こういうことができたんですね。

だから、こういう狭いところだけで考えるんじゃなくて、やっぱりよそもこうなっているということを考えてください。

そして、税金について言いますと、我われ議員は税金をチェックする義務があるんです。よろしいですか。政策、条例、予算の決定者なんです。予算の決定者ということは、徴収した税金を、どこに使われているかということをチェックする義務があるんです。その義務がある人

間が税金を納めていないとしたならば、これは町民が納得するでしょうか。

そして、毎月毎月私どもは報酬を得ているわけです。報酬の原資は我われが稼いだ金じゃないですよ。税金です。原資税金をもらっておいて、片方は払わない、こんなとんでもないことはないとは思っております。それでよろしいですか。

○8番（土屋清武君） 今、提案者は、滞納者は立候補はできない、そんなことは書いていないと・・・、確かにそうですよ。

先ほどですと、滞納の関係を公表するということでしょう。言ったでしょう。不利益を与えることになるでしょう、立候補者に。それが該当したら・・・。公職選挙法にちゃんと書いてあるでしょう。不利益を被るようなことについては、やってはだめだと・・・、公職選挙法を見てくださいよ、ちゃんと謳ってありますから。

それで、条例はここだけです。全国の関係じゃないですよ。今、全国なんて言葉を出しましたけれども、条例はここだけの関係で・・・。

それで、これは、それなりのところ・・・、調べてありますけれども、今回のこの関係につきましては、いま現実に、全国で20パーセント位確かにあると・・・。これは、この倫理条例だけでなく、議会基本条例等を含めて約20パーセント位あるらしいと聞いています、確かに。

ですけれども、現実には、その条例はほとんど作っただけでそのままです。それに対する・・・、もうみんなこれを・・・、条例にカバーする上級条例がありますから、上級条例で優先するから、そちらでやるべきだということで、現実に20パーセント作っていることも・・・、作るには作っただけでも、現実には使っていないというのが現状だそうです。

○3番（長嶋精一君） 私は、作ったその条例というのは、この議員必携という辞書があります。これのエッセンスですよ。だから土屋議員がいうのは、これがあるからいいじゃないかということだと思いますけれども、これがあるからといっても、現実問題として地方議会の不祥事は後を絶たないわけですね、後を絶たないわけです。

そして、どこの組織も、必ず学校なら学校の校則とかがあるわけです。教育基本法を見ればいいじゃないかというんじゃなくて、松崎中学校なら松崎中学校の校則があるわけです。

だから、私どもも松崎町のこの倫理条例というのは、やはり定めていく・・・、今だからこそ作る必要があると私は思っております。

やはり税金を納める納めないというのは、これは、一般の方々は、それは事情がわかる人もあります。大変な思いをして、家族で汗水たらして働いて納税されている方はいっぱいあります。それでも遅くなる、ちょっと遅れる方もあります。そういった人と我われ議員は・・・、私

は別だと思っています、公人としてね。だから、誰、かれも滞納税金について厳しくやるということでは決してないわけです。議員に対しては、しかし、厳しい縛りがあって当然だと・・・、何を言われようと、これを引っ込めるつもりは毛頭ございません。これを公に出さないならば、これを作った意味が私はないと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（佐藤作行君） 長嶋議員は、先ほど政務活動費あるいは政務調査費ですね。これを大きい提案理由の柱として言ったように私は受け止めたわけなんです、ご承知のように、この町には政務活動費も政務調査費もないわけです。それで、なぜ、その緊急を要しない本条例をここで早急に作らねばならないのか、その理由をお聞かせいただきたい。

○3番（長嶋精一君） 一番最初に・・・、冒頭ですね。私は、これを作った背景を申し上げました。

（佐藤議員「提案理由の説明で言いましたよ」と呼ぶ）

○3番（長嶋精一君） 言いました。その前に、選挙の時に公約したことを我われ議員は実行するように行動しなければならない、私自身も含めてですよ。

（佐藤議員「条例には書いてない」と呼ぶ）

（藤井議員「議長、ちゃんと答弁できるような格好で・・・」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 答弁の方ももうちょっと簡素に答弁をして、質問者の方も質問の要旨を簡単にやってください。

全協でもやりまして、その前でも皆さんいろいろ議論を尽くしているわけですから、長い答弁もいらないと思いますし、そこらは簡素に的確にやっていただきたいと思います。

始めてください。

○3番（長嶋精一君） ですから、その富山市議会のことは一つの例でございまして、我われ松崎町議会議員としては、当初、公約した・・・、選挙の時ばかりいいことを言って、どうなっているんだという批判はあるわけです。だから、私は、そうならないように努力しているつもりですけども、いや、努力していないという方もいると思います。私に対してですよ。

だから、全員がここら辺で襟を正して、やっぱりこういうことも・・・、公約とは関係ないにしても・・・、一つのベースですね。ベースをきちりと作る。なかなか自分で作ることは難しいだろう、じゃあ、そういったのを作って、ある程度わかりやすくして、行動基準に従ったらどうかということです。そこをずっと思っていました。

そして、やはり富山市ばかりではなくて、いま非常に議員の不祥事が多いわけです。だから、

これを作った方がいいと思ったんです。以上です。

○7番（佐藤作行君） 私が質問している趣旨と全然答えが違いますよ。政務調査費が権威失墜あるいは信用失墜の主な原因であるということを自分で、その目的で言いながら、なんで松崎町の条例に・・・、政務調査費がない松崎町の条例に提案するのかと・・・、そこなんです。それを一つお願いいたします。

○議長（稲葉昭宏君） 長嶋君、簡単にやってください。

○3番（長嶋精一君） ですから今までずっと思っていた・・・、我われが公約したことを・・・、できないんじゃないか、進んでいる人は進んでいるだろうけれど、そういう思いと政務調査費にかけてやったわけなので、政務調査費がわが町にはないですと言ったでしょう、ぼくは。言って・・・、それが原因であるということばかりではないということも当然言っているわけですよ。

思い募ったことがある。それに・・・、引き金になったというふうに理解できないですかね。

○7番（佐藤作行君） はじめの目的の時に、ちゃんと説明しましたよね、一番先に。政務調査費の話だと思うんですが、富山市の何とかと・・・、確かに富山市では不祥事がありました、新聞でも出ました、テレビでもやりました。それが、なぜ松崎町なんですかと・・・、松崎町には政務調査費もありません。政務活動費もありません。そこを聞いているんです。

それを主な理由にしながら、なぜ松崎町の協議会の条例で、それを制定してくるのか、そこだけです。

○3番（長嶋精一君） 私は、何回も言っていますとおり、その政務調査費の問題だけで言っているんじゃないと・・・、政務調査費は、この松崎町にはないと・・・。だけど松崎町はちょうどこれを機会として、新たにこういうのを作って、やっていこうじゃないかということです。これについては何か政務調査費とそんなに引っ掛けたいですか。私は全くそんな考えはないですよ。

○7番（佐藤作行君） その政務調査費は長嶋先生がいま言ったことです。説明の一番前段で、一番最初に言ったことなんです。私が言ったことじゃないんですよ。

なんで富山市議会の不祥事が、松崎町のこの政治倫理条例になるのか、そこだけです。

○3番（長嶋精一君） この条例の中で、政務調査費をどうしましょう、こうしましょうということ・・・、どこに謳ってありますか。私の言ったことは、そういうことがあるから、政務調査費をうんぬんということはどこにも謳ってないです。

我われが、要するに、さっきも言いました。選挙の時だけいいことを言って、あとは何もし

ないということのないようにしようじゃないかというのがメインで、ずっと思っていて、そこに政務調査費の問題が勃発したわけです。政務調査費のことを、私は、よそはやっているから、私のところは政務調査費はないけれども、政務調査費をうんぬんということはどこに載っていますか。

○7番（佐藤作行君） この条例には書いてありませんよ。それをなぜ目的で、はじめの提案理由の説明で言うのかということですよ。開口一番に、一番先に出たのが、その富山の政務調査費の話ですよ。それが提案理由の説明なんですよ。違います、それだけです。

○5番（藤井 要君） いま2人の意見を聞いていますと、確かに長嶋議員は政務調査費ということは例を出して、今、こういう事態だよと・・・、世間ではこういうことが起こっていますということを、例を挙げたと思うんですよ、私はそう理解しました。佐藤議員は、そうは理解していないみたいですね。

ですから、長嶋議員は、そういうことを踏まえた中で、松崎には政務調査費なんかないけれども、いろいろいま世間でこういうことがある、議員としての資質とか、そういうのをやっぱり町民に見せるべきだと・・・、だから、長嶋議員は、こういうことを作ったと、私はそう理解したんですよ。

そして、ここに・・・、この議員の中で、あちこちから取ってくれた資料を私も持っています。そういう中で、これは府中市議会政治倫理条例、もう一つあるのは伊豆市議会政治倫理条例があります。中身を見ますと、確かにある面では違います。こっちのは、先ほど土屋議員なんかも言いましたように政治の枠の中で・・・、そして、そういう中で規約ですか、そういうようなものだと思います。

それは、長嶋議員の中では、いろいろ滞納税金のことなんかもありますけれども、いろいろな面を長嶋議員は考えた中で、こういうことも長嶋議員は把握していると思います。そういう中で、松崎の政治倫理条例・・・、確かにこれは集約したというか、1点をちょっと見つめすぎている可能性もあるかもしれませんが、これに至った・・・、こういう参考事例もある中で、主に税金関係が目につくような・・・、そのような・・・、もしこういうことが想定されるであろうとか、そういうような思いがあって作ったんじゃないか。私も賛同者の1人として、これは違うところに法律があるから、悪いことをしたら、じゃあ、刑罰は何々があるから・・・、そういう中でもいろいろこういうのができてくるんですよ。

ですから、先ほど・・・、くどいようですけども、こういうことがあることによって、手短に見ることによって、自分の議員としての・・・、もう一度見直して町民に何を与えてやっ

るのかとか、そういうのを思い起こすいい機会だと思って賛同もしているんですよ。

今回は、ちょっと松崎版とさっきの伊豆市とはちょっと違いますけれども、どういう思いがあつて松崎版があつたのか、お願いしたいと思ひますけれども。

○3番（長嶋精一君） 今、藤井議員が話をしましたとおり、全部、ほとんど違うわけです。それぞれの地域によって、市町によって違います。中には、この税の納付状況を調べたり、それと同時に各議員の資産状況も出してくれというところの市町もござひます。それが全くない市町もあります。それは様々です。その市町によって、これがいい、あれがいいということではないです。

私は、滞納税金・税金についてばかりを言ったわけじゃなくて、その一番最初の第2条ですね。そういったこと、人事に介入してはいけないとか、工事を請け負った時は、どうだ・・・、基本的なことも重要としてとらえているわけです、よろしいですか。

それで、例えば、税金を・・・、あの人はおかしいではないかということが一般町民から出るようなことはほとんどないわけです。想像に尽きないわけですね。ただ一つ例を言ひますと、ある議員がお金を・・・、ある人に借りに行ったと・・・。返してくれといつてもなかなか返してくれないと・・・、そんな大きな金額じゃないと・・・、どうして返してくれないのか・・・、このくらいのお金が返せないとしたならば、おそらく滞納しているのではないのか、税金を納めてないんじゃないのか調査して欲しい。それは借入金証書を持って、例えばの話ですよ。そういうこともやはり訴状に載つて来るということです。

それと、人事に介入するなという関係で、やはり重要ポストの空があつた場合・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 長嶋君、簡潔にやつてください、答弁を。

○3番（長嶋精一君） だから、そういう面で、いろんな現実からいろんなことが想定されて、そして第2条だとか、それから税等報告書、これに繋がっていくと私は思つております。

言ひたいことは、松崎版ですけれども、これはほかの市町と違つていいと、違つてしかるべきだと私は思つております。以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 先に、作行議員の言つたことは、ここの文面、議論の前提では言つてはいるけれども、条例自体とはかけ離れている内容だから、この内容の中で議論した方がいいかと思ひます。

ぼくが言ひたいことは、5条のところなんですけれども、これは前に、全員協議会の時に、一応個人情報保護法という法律があつて、個人の資産なんかは基本的には開示できないと・・・、

そういうことを言われる議員があつて、それに対して長嶋議員は、ほかの市町では、こうやってできているじゃないか、できているんだから、それは開示できるんだよと、そうおっしゃったわけです。その根拠は何かと聞いたら、議員がそれに同意しているからだというような回答が出たわけです。

それに対して、私は、長嶋議員に、同意が得られなかった議員には、この条例は対応しないのかと聞いたら、そうだとされたわけですがけれども、それでよろしいですか。

○3番（長嶋精一君） その同意書を出してもらって、同意書と同時に滞納状況報告書というのと同意書とセットになって出してもらおうと・・・、それについて受理するというふうに私は考えています。

したがって、よそのところが同意書を出しているとか、出してなくてもやっているということは事実であります。しかし、だからこそ私どもは、同意書を得れば簡単にいいたろうというつもりはございません。どこの町でも情報というのは公開しなければならないというふうになっております。しかし、公開しなければならないという中で、個人情報については不開示ということになっています。そこも理解しています。

したがって、このものについてどうしても同意書は出せないということであるならば、仕方がないと私は思っています。

そして、同意書がなかったら仕方がないということですがけれども、別に普通に・・・、例えば滞納税金がないと、普通に納めていますよということであれば、別にそんなに大きな問題になることはないと思っております、以上です。

○2番（渡辺文彦君） ぼくは、この条例の合理性というか、法律の安定性ということに対して疑義を感じているわけですがけれども、例えばぼくがこれに対して同意・・・、この条例が通って、ぼくが情報開示に同意しなかったとしたら、ぼくは適用されないわけですよ。そうすると、仮に適用されないままぼくが不祥事を起こした場合、ぼくはこの条例に該当していないわけだから、対象外ということですよ、それは。そういうふうに理解していいわけですか。

最初から言いますと、同意することによって・・・、各議員が同意することによって一応この条例が・・・、情報公開ができるというふうに長嶋さんはおっしゃっているわけです。

だから、同意しなかった人はどうするんですかというふうにぼくは聞いているわけです。同意しなかった場合、ぼくはこの条例が通っても・・・、その後に同意を求めてくるわけでしょう、結果的には。

その時に、ぼくはこのことに対して同意しませんと言った場合、その後僕が不祥事を起こし



て問題になってもその条例は適用しないんですかと・・・、わかりますか、言っている意味が・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時20分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 質疑を続けます。

渡辺君に対する答弁を長嶋君の方で・・・。

○3番（長嶋精一君） 第5条について私は冒頭で説明しました。根底のことを言ったつもりです。議員は、税金の使われ方を監視しているんだと・・・、それで、だからちゃんと税金を払って欲しいということです。これはごく当たり前のことで、私はこればかりを注力したわけじゃないんですね。それだけをまず認識してください。

そして、税等報告書を出してもらいます、出していただきます。それには同意書というのを含めて出していただきます。しかし、どうしても出たくないという人があったならば、それはそれで仕方がないじゃないですか、仕方がないですよ、出たくない人は。何らかの理由があるわけですから。それはそれでいいと思います。それによってこの条例が全部が全部だめになるということでは決してないと思います。以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 私がここに対してこだわっているのは、長嶋さんは同意しない人がいても仕方がないという話をしているんだけど、そういうのって・・・、普通一般的にこういうのが作られれば全ての人間が基本的に対象になるのが条件かと・・・、最低限の条件かと私は考えるわけだけでも。例外者も最初から認定しているような文面というのは法的に合意性があるのかなという・・・、その辺を非常に疑問視するんだけど・・・、言っている意味はわかりますか。その辺に対して考え方を・・・。

もう一つ、それとはまた別の話なんですけれども、長嶋議員は、いくつかの町でやっているからうちもっていうその考え方は成り立つんですけれども。ただ議論の仕方として、論理の展開として、みんながやっているからこれは正しいという流れは絶対あり得ない。みんなで赤信号を渡れば怖くない・・・、それは合法ではないから、基本的には。悪いものは悪い、いいものはいいだから、みんながやっているからいいという根拠にはならないので、あくまでもちゃん

とした正当な根拠を出さない限りは・・・これは法案ですからね、一応。だから、その辺をちゃんとしてもらわないと困るなと思います。

○3番（長嶋精一君） みんながやっているからやろうと言ったのは一切ございません。説明したとおり、日頃から何とかしなければだめだということで、それではほかの市町を調べてみようじゃないかというのが発端です。いいですか。まず、みんな、あそこでやっているから、ここでやっているから、じゃあ、わが町もという・・・、私はだいたいそういう考え方は根本的に嫌いなんですね。それは言っても仕方ないんですけども、やっぱり私はこう思うということがあるわけですから、ほかの市町がということは全くありません。

それと、一番最初に私は、これは言いましたけれども、物事を作る条例とか政令でも何でもそうですけれども、万人に全部当てはまるというようなことはあり得ないと思います。何らかの不備はあると思います。それでも今の情勢、これに合っていたならば、これを作ることによって、議員が、行動が制約されるとか動きが本当に困ってしまうとかいうようなことは全くないわけでありまして、だったならば、やってみようじゃないかというふうな形でいいのではないかと思います。

松崎町は、失われて20数年間ずっと低迷しているわけです。議会もやはり変わらなければいけない、これを一つの指標として、起爆剤として私はやっていった方がいいと思います。

したがって、どうしても何らかの理由があって、この証明書は出たくないよという人があつたら仕方がないんじゃないですか。それを私は、どうしても出してくださいというふうな権限はないですしね。それでも私は、こういうことは成り立っていくと信じて疑わないわけでありまして。以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○1番（伴 高志君） なかなか・・・、議論がいろんなところにいくんですけど、結局法律のことですから、町で決めて、それが、もちろん、近くには伊豆市という例がありますよね。そのできた過程というのはちょっとそこまでは調べてないので、わからないんですけども、この・・・、県内では初めてということになると思うんですよ。そういったところで、自分の活動範囲が・・・、若干この松崎町にとどまらない部分がどうしても出てきてしまって、そういったところに対しての・・・、少し配慮とか影響とか、そういったところで聞いたりとか、これはどうしたらいいですかねということは・・・、聞きましたね。そこを私は・・・。

それで、そういったところで・・・、そちらの方でも意見がいろいろ出されまして、最初は賛成してもいいんじゃないかと、そういった方もいました。ただ、経過を追う中で、これは・・・、

現時点では、こういうやはり長嶋さんがこれをつくる動機というのはもちろんあったかもしれないですけども、これが将来に向かっては、いい影響があるかどうかというところではやっぱり・・・、そうではないんじゃないかという意見の方が・・・、残念ながら多くなってしまっていて、そういう経過の中で私も賛成したいな・・・、賛成した方がいいんじゃないかなという、そういう気持ちもすごく動くんですけども、現時点では・・・、先ほどの例に戻りますけれども、議員全員が承認できない内容であれば、作ってもそれほどの・・・、意義があるのかなというところは感じます。

○議長（稲葉昭宏君） 伴君、申し上げます。これは討論ではない。質疑ですから、何を質問したいかということを経嶋君の方に質問する。

ですから、自分の採決に関わることは、また討論の時に発言をしていただければいいです。質問事項を簡潔に質問してください。

○1番（伴 高志君） ほかの市町村への影響をどう考えますか。

○議長（稲葉昭宏君） 長嶋君、時間がだいぶ経っていますから、簡潔にいきましょう。

○3番（長嶋精一君） 今日、議長の方からいくらでも時間があるというふうに聞いておりますので・・・。

○議長（稲葉昭宏君） それはいいですよ。

○3番（長嶋精一君） 今の質問に対して答えます。ほかの市町がどう考えようが松崎町は松崎町で結構です。いいですか、誰が何と言おうとも、我われは町民を守ることです。自分たちを守ることじゃない、自分の生活を。いいですか、講道館柔道を作った嘉納治五郎先生は、そのコンセプトを・・・、精力善用、もう一つは自他共栄です。今、利他という人がいますね。これは、私は理解できない。しかし、自分と他が共栄しようという考え方はものすごく共鳴できるわけです。それに反して、自分だけ、自分の生活だけ・・・、これをやると・・・、これを決めてしまうと将来の若い議員がこなくなってしまうぞ・・・、全く考えられないことです。今の若い人たちはまじめです。こういうのを作って欲しいと言うと思います。これをやることによって、障壁になるということは絶対ないです。

したがって、簡単に申しますと、どこの市町がどう思おうが、私には全く・・・、いいです。どう思われようがいいです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 発議者の長嶋議員に・・・、政治・・・、選挙公約とか、今、嘉納治五郎先生とかということではなくて、本来は、このあなたが提案者の松崎町議会議員政治倫理条例、

これについて質疑をしています。それは結構ですよ、理想論は、構いません。

我われは、この条例をやった場合は、ずっと廃止しない限りは・・・、仮に通った場合ですよ。ずっと生き残るんです。あなたもいつまでも・・・、こんなことを言っただけでは失礼ですけども、やっていないでしょう。いつかの時点で引退すると思います。だけど、この条例はずっと廃止しない限り残っているんです。

あなたが解釈・・・、今・・・、渡辺議員がやって、それはなくてもいいよ。これがずっと永久的に通用するんですか。これがずっと残りますか。あるいは修正、あるいは廃止しない限りは・・・、そのことを議論することを念頭に置いて、私の・・・、いろんな質問をしますので・・・。

まず、第一に、あまり細かく言いませんけれども、この条例は、いわゆる法律ですよ。国会で定める法律、これは憲法で定めると憲法に違反するのはいかなる法律も全て無効、条例は、憲法で地方自治法に委ねていますよね。法律の範囲内で条例を制定することができる。憲法をはじめ法律、規則等違反するものは全て無効なんです。そうすると、この法律を制定したのは、誰が、法律専門家ができた、具体的に申しますと、国で定める法律は、内閣法制局で全て憲法に抵触しないか、他のありとあらゆる法律に抵触しないか、ちゃんと綿密に調査しています。

それで、今度は議員発議。衆議院、参議院でも国会議員がやった場合は、それぞれ衆議院法制局、参議院法制局、全て抵触しないようにやっています。

これは、なんか聞いていますと、日本全国どうのこうの・・・、それはわかりませんが、あなたに聞かないと・・・。その辺の法律専門家が、誰に見てもらって審査したんですか。まず、第1点、それをお伺いします。

○3番（長嶋精一君） ご承知のとおり、議員というのは秘書がついていて、地方議員、県だとか市・・・、ところが町の場合は、そういう専門家はおりません。したがって、私が知っている法律、弁護士等との相談をいたしまして。

そして、細かい事務的なことは事務局長とも相談しました。それについては、これにもちゃんと載っております。町の議員については秘書はいないと・・・。だから徒手空拳でやらなきゃいけないというふうに書いてあります。細かい、細部については、事務局長と・・・、それを通すためにやるというんじゃなくて、形式的なことは相談しなさいということになっております。

したがって、福本さんは勘違いしているようですけども、他の市町のやつを全部参考にしてやったわけじゃないとさっき言ったでしょう。だから、自分は自分なりにえんぴつをなめなめ調べてやったわけです。以上です。

○6番（福本栄一郎君） それはあなたが作った・・・、それは、ご努力は認めますけれども、我

われは、この場では、いわゆる法律論争ですよ。法律に抵触しては無効だということを言いたいんです。

ですから、法律専門家に審査してもらったんですか。我われ、今日もやりました条例改正、これは全て霞が関で作って、永田町の国会で承認を得て、準則・・・、国、県をとおして地方に流れてきます。これはもう綿密にやっています。その辺は勘違いをしないでくださいよ。一字一句間違っていないと思うんです。

○議長（稲葉昭宏君） 藤井君、静粛に。今、質問中ですから。

○6番（福本栄一郎君） それと、じゃあ、聞きますけれども、第5条の税等納付状況報告書の提出、これは前年度分の町・県民税、固定資産税、軽自動車税・・・、2項で、上水道等使用料がありますよね。

長嶋議員、確かに議員がどうだということじゃないんです。これは、いわゆる税の秘密で、自分の意に反することを犯してまでは・・・、提出を拒むことができるんです。あとは、なんとかって、裁判所の令状があれば、強制的に出さなければならないです。

こういったことをもって、なんで倫理規定がどうでということは・・・、その疑問が1点と、しかも上水道等・・・、等というのは別にいいですよ、なんでも。なんで水道使用料までも出さなければならないか。これこそ、私は個人情報保護条例、個人情報保護法に違反するじゃないですか、その辺をお願いします。

それから、次の、町民の・・・。次にします、あまり長くなるとあれですから。その辺はどうですか。

○3番（長嶋精一君） 我われは、皆さんが払っていただいた税金の使い道をチェックするという大きな使命があるわけですね。それは言いました。そして水道料についても・・・、上水道についても・・・、我われは、どうしてこれが、今年は減っただとか・・・、去年と比べて経費が少なくなっているんだとか・・・、そういうことを役場の担当者とかこの議会でやりあうわけですね。少ないじゃないかと・・・、遅れている人がいるんじゃないかと、それはどういう人だとは言いません。何件去年よりも多くなっている、少なくなっている、それを言いなさい。福本さんは得意になって言いますね。そういう人たちが攻守ところをかえれば、例えば自分が、長嶋精一が払っていないとしたならば、それはまずいんじゃないでしょうか。それが、答えの一つです。

それで、もう一つは何ですか。

○6番（福本栄一郎君） 私は、なんで自分の資産状況、水道使用料を出さなければならないか、そうしたら、またあれですけれども、渡辺議員は、それはあなたが出しても出さなくてもいい

いようなあいまいなことを言った。ここで聞きますと、これでやりますと、もう出さなければならぬ、もう強制力をもっているわけでしょう、この条例が可決になった場合には。それは別にいいです。

次に、町民の審査請求権、第6条、「町民は、税等納付状況報告書に疑義があるとき、または議員がこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは」というくだりが書いてありますけれども、長嶋議員は知っているかどうかわかりませんが、刑法の大原則があるんですよ。裁判の大原則、疑わしきは罰せずです。なんで、こんな疑いが・・・、どこに証拠があるんですか。どこから引っ張り出すんですか。その辺のご回答を・・・。

○3番（長嶋精一君） 先ほど例を言いましたけれども、罰するとか何とか言っていないでしょう。どこに罰すると書いてありますか。というよりも、例えば町民が・・・、その前に言っておきます。私は理想論ばかりを言っているわけじゃありません。やはり人間というのは、理想を掲げて細部をやっていくということ、これが大切だと思います。理想がないとだめだと思います。

傍聴している方、きっと理解していただける方も多いと思います。

それで、罰するとか何とか言っていないんですよ。例えばの話で先ほど言いました。例えば、あの議員にお金を貸したと・・・、催促してもなしのつぶてだと。困った、うちはと・・・、議員さん、ひょっとしてあの人は税金もちゃんと払っているのか、ちゃんと調べて欲しいと・・・。我われは、それを調べることはできません。しかし、そのAさんというお金を貸した人が、ちゃんとした借入金証書を持って・・・、これが成立したならば・・・、持って行って調べて欲しいと・・・、これは証拠をもって申し出ることとなっています。借入金証書は金銭貸借契約証書です。だから貸した金だというのは明白ですね。それについて調べることができる。ただし、議長、その審査長は、これは・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 今、議長と言ったね。訂正をしなければだめだよ。

○3番（長嶋精一君） 委員長がそれは、そこまで必要はないだろうといたら、それは、ほかの委員が、そんなのは必要はないといえば、それはそれで却下されるわけですよ。それについては、公にしなければまずいんですけれどもね。以上です。

○6番（福本栄一郎君） ですから、私が言っているでしょう。あなたが、今、例えて個人的な借入金書を作って・・・、お金を返さないから、類推して税金も納めてないだろうという類推をして・・・、あなたが、今、説明したけれども、なんで個人対個人の借金の借入金書が、誰が・・・、正当性が・・・、勝手に作ったじゃないか、誰が証明するんですか。

こちらは地方税法ですよ。国税は抜いてありますから、地方税法は、賦課徴収権は松崎町長にあるんですよ。そこらと個人の借用書・・・、払っていないから・・・、類推で人を罰することができるんですかということを知っている。疑わしきは罰せずという大原則があるじゃないですか。警察だって、誰だって公判が維持できないですよ。こんな物的証拠がないものを・・・。その辺はどうですか。

○3番（長嶋精一君） さっきからぼくは言っているじゃないですか、それを罰するとか何とか言っているわけじゃなくて、我われは・・・、あの議員から借りたという町民の申し出があると・・・。いいですか、あなたは、そういうふうなことを言われて町民から・・・、どうしますか、じゃあ。それについては、おれは知らないですか。何とかしようと思うんじゃないですか。困っているんですよ、町民は。

○6番（福本栄一郎君） 個人対個人は、借用書と・・・、この公の松崎町議会議員倫理条例とどういった関係があるんですか。だから、類推して個人のお金を・・・、借金して返していないから、税金も納めていないだろうという推測だけじゃ通用しないということなんですよ。その辺はどう認識しますか。

（「休憩をお願いしたいです」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） ちょっと待ってください。答弁してから・・・。

○3番（長嶋精一君） 町民から一議員として、できるだけ応えていきたいというふうに私は思っているんです。それは、福本議員はどういうふうに考えるか、わかりません。

それで、人を罰するとか何とかということを知っているんじゃないかと、やはり町民の方から類推して、じゃあ、税金をも納めてないんじゃないだろうかと類推して、依頼された私が類推して調べるんじゃないですよ。調べてくださいと言われた場合、あなたはどうしますか。

○議長（稲葉昭宏君） すみません、答弁になっていないから、逆に反問する・・・。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 5分間休憩します。

（午後 2時53分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時58分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 質疑を続けます。

○6番(福本栄一郎君) これから、先ほどの町民の審査請求権で繰り返しになるかもしれませんが、もう一度確認しますけれども、疑いをもって、あの人は税金を納めていないだろうということで、この倫理条例を適用されちゃあまずいじゃないですかということ、単なる疑いで。確たる証拠がないにも関わらず、これじゃあ、作り上げた人間じゃないですか。

私なら私をターゲットにして、福本議員というのは個人からお金を借りて、返してないんだよ、だから税金も納めてないだろう。だから、この政治倫理条例が制定されれば、それで出してください。これじゃあ、議員同士が、全く疑心暗鬼になっているんじゃないですか。確たる証拠はどこから出すんですか、単なるうわさですか、その辺はどうですか。もう一回回答をお願いします。

○3番(長嶋精一君) 今のは何条のことですか。

○6番(福本栄一郎君) 第6条ですか、町民の審査請求権、疑義があるときです。

○3番(長嶋精一君) 当該証拠とすべきものを書いているじゃないですか。なにも、言われたから、ぱっとやるわけじゃない。証拠があったならばという条件付きですよ。以上です。

○6番(福本栄一郎君) だから、ここに「当該証拠とすべき」とは何ですか、これは。

○3番(長嶋精一君) それはいろいろですね。それは、こうだということは言えないじゃないですか。

○6番(福本栄一郎君) だって、ここに書いてあるでしょう。「当該証拠とすべき書面を添えて、議長に審査を請求することができる」と書いてあるじゃないですか。「当該証拠とすべき」とは何のことですか。

○3番(長嶋精一君) 何回も言いましたけれども、いろんなことがあるわけですね。それについて、一つの例を・・・、例えば先ほどは、誰々をこうして欲しいだとか要職にして欲しいだとかという口利きの問題だとか、あるいは借金したというような問題、いろいろあるわけです。

だから、当該証拠種類というのは、それに応じていろいろ証拠書類があるということではわかりませんか。

○6番(福本栄一郎君) 私は、頭は悪いかもしれませんが、具体的に示してください、その証拠というものを・・・。どんなものですか。教えてください。

○3番(長嶋精一君) 示すことはできません、自分で判断してください。

○5番(藤井 要君) 何回も同じ人がやっている・・・、時間の関係もあると思いますので、今日、いろいろ議員が一人ずつ話をしております。

私は、この質疑の中で感じること・・・、やっぱり個別というか、誰かを名指しというか、名



前は出していませんけれども、固有名詞にあたるようなそういう事例はやっぱり長嶋議員は、私からも控えてもらいたいなと思います。そこは気をつけてやってもらいたいなと思います。

例を出すとしたら、違う方の例を出しながらやってもらいたいなと・・・、そして今日、皆さんがいろいろ議論をしていますよね。そういう中で、私は、ここに、今日は賛同者ということを出しましたけれど、なぜ賛同者で出したかと・・・。国会でもいろいろ質疑される時には、例えば自民党なら自民党、民進党なら民進党、国会に提出する中で、いろいろもむわけですよね。

今回、私の記憶の中では、長嶋議員がいろいろなことを言って、私も言いましたけれども、違う議員も賛同してくれる人もいました。もう少しもむべきじゃないかというような中で、ここで・・・、私はよく一発勝負と言いますけれども、こういうところで、もう賛否というか黒白つけるというような・・・、そういうことを・・・、バック・・・、ギアをバックにしていたような議員がどんどん発言するというのも私がおかしな話だなと・・・、実際に思います。

長嶋議員が、ここに、こういう提出をするといった・・・、それなりのやっぱり強い意志というか、あったと思うんですよ、思いが。長嶋議員が感じた経過というのが、もしありましたら、今日、傍聴人の方もたくさんいます。そういう中で、思いをもう少しやってもらって、今、もう3時ですか、もう少し深い議論を・・・、それから深めて、なるべく簡潔に終わればと私は考えますけれどもね。

○議長（稲葉昭宏君） ちょっと待ってください。

議長としては、発議を・・・、賛同者がいて、提出を受けたのが、この議会前ですから、これは、もしそういうことであるならば、提出する議員が、時期をみて諮ることができるわけですから、何も、議長の方が主導的にやったわけではないですから、もしそういうことであれば、遅らせて提出することもできるわけですよ。

しかし、上がってきた以上は、これは、もうこの議会で裁決をするということが前提ですから、その段取りによって、今、こうやって議会が進行しているわけです。

○3番（長嶋精一君） ここに至るまでの簡単な説明をいたします。10月15日の水曜日に広報委員会がありまして、そのあと、私は、この条例を皆さん方に配付して、今度、本会議でこれを出すつもりだと・・・、皆さん、よく読んでおいてくださいと言いました。それが、10月15日。次、10月25日、臨時議会、このあとですね。皆さんに対して、質問があったら受け付けますと・・・、どうか質問してくださいと言いました。ほとんど質問というものはなかったです

ね。10月15日の広報委員会のあとは、議長は不在でしたから・・・、用事があって議長は不在でした。ただ、議長にも渡してくださいと事務局長に言いました。

11月21日の月曜日に、このものに若干修正をした・・・、順序を逆にしたとか、それを配付しました。そして、私の方は全員協議会をやってくださいよと議長に申し入れをしたわけです。その前にも協議会をやってくださいと・・・、この時、確か渡辺議員も協議会はやった方がいいと言いましたね。そうしないと・・・、議論をもまなきやだめだと・・・、その時に、なかなか全員協議会をやるということはなかったんだけど、議長は、政治倫理条例をつくる前に、町の基本条例がなければいかんということを行いました、私は調べたんですね。

○議長（稲葉昭宏君） いかんとは言っていないね、それはね。

○3番（長嶋精一君） いかんというふうにとらえたんですけども・・・。まず、簡単に言いますと、それは議長の誤解だったかもしれないけれども、要するに、町の基本条例があってもなくても、これは出せるんです。ちょうどそのあと、11月24日に賀茂郡の議員の勉強会があったんですね。その時に、講師の先生に聞きました。市町の基本条例の前に政治倫理条例というのは、どこの市町でもあったと・・・、だから、どちらでもいいわけです、早い話が、どっちが先でも。これは議長も言っております。どっちでもいいと・・・。

そして11月28日に全員協議会があって、これを全員協議されない。じゃあ、これをまたやってくださいと言ったわけですね。そして11月30日の水曜日、議会運営委員会それから広報委員会のあと、やっと全員協議会を開いたと・・・、今日は何日ですか・・・、12月7日、その前の11月30日にやっと全員協議会をやって、それで意見がいろいろ出たわけでありまして。それに基づいて、私は当初の条例を、割愛すべきところは確かにそのとおりでないと・・・、これはいくら頑固なことを言ったって、これはちょっと無理かもしれないなということで、除去しました。ただ、ここだけは譲れないところは譲っていませんが、ただ、この人のいうことは本当だなというところはだいぶ減らしました。それで、でき上がったのが今日の条例であります。言いたかったことは、たった・・・、11月30日に協議会があって、それで本日の上程に至ったということでありまして。

○議長（稲葉昭宏君） 申し上げます、長嶋君、既に提出したのは、提出者、あなたですから、あなたがこの議会に出してきたから、過去の経過につきましては、もうそれをどうこうする・・・、それならば現時点で出さないで、それは、あとで出すということもできるけれども。今、現状では、もうそのことじゃなくて、出されたものを審議し、そして採決するのが、今日のこの議会の役割ですから、そこらをよく承知しててください。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（長嶋議員「付け加えます」と呼ぶ）

○3番（長嶋精一君） 12月4日の日曜日に、私と・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 昔のことはもういいですから。質疑の時間だから、

（長嶋議員「みなさんが集まって会議をしたみたいです」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 先ほどの、ぼくが質問した件に関して、福本さんが、ぼくと違う角度から質問しているもので、再度確認しておきたいと思います。

先ほど、ぼくが聞いた件ですね。この条例が・・・、ぼくは同意ということに対して意見を伺ったわけですが、福本議員は、これができたら、もうみんなが同意しているというふうなことになるかと理解しているみたいなんですけれども、そうではないですよ。

○3番（長嶋精一君） 違います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○1番（伴 高志君） 先ほど、長嶋さんのお話の中で、倫理条例と基本条例という2つの形があるという話が出まして、これはどちらがあってもいいんだと・・・、どちらが欠けてもいいんだと・・・、この考え方というのが、少しまた・・・、各議員で変わってくると思うんですけれども。私が勉強した限りでは、議会基本条例が、まずそれを制定するのに・・・、それがやっぱり議員活動の基本である・・・ということを制定して、それが、もちろんあるところもないところもあるんですけれども、そのあとに順番としては、倫理条例ができるような、そういう形が多いというような・・・、この優劣をどうつけるのかというのは・・・、わからないんですけれども・・・、議員活動の・・・、いわば、その権利と義務みたいな・・・、そういうことですよね。おっしゃりたいのは・・・。それを、倫理条例という形ですと、もっと罰則に近いような、こういう印象を与えるのが・・・、あると思うんですけれども、もし・・・、長嶋議員が、熱意を持って議会改革を進めていきたいということであれば、基本条例を・・・、作りましょうとって・・・、もちろんそうやって・・・、やった経緯も過去にはあったということは、そういうお話も聞いたりしました。

ですから、そういう経緯も踏まえた上で現状に即した形というのを今後・・・、本議会で・・・、時間が限られた中で、そこまでできるということは・・・、当然できませんので、その基本条例と倫理条例の考え方について長嶋議員の考えを教えてください。

○3番（長嶋精一君） 昨年、議員研修で・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 短くやってください。

○3番（長嶋精一君） 議員研修で山梨県の昭和町へ行きました。ここは、しっかりとした町の基本条例がありました。私もこれを追及して、やろうと思ったんです。

しかし、ぼくの能力だと、これはちょっとできないと・・・、できない。ほかの議員さんはわかりません。嫌味を言っているわけじゃないですよ。ほかの議員さんもなかなかできないだろうと思いました。非常に厳しい基本条例です。

だから、ぼくは、ここを・・・、できないことを何日もかけてやるよりも、やはりこの政治倫理・・・、倫理というのは、人を罰することでもないんです。なにも・・・、罰するわけじゃない。こちらの方が基本的に、行動規律としていいんじゃないかという判断です。

どっちがいい、どっちが悪いんじゃないかと・・・。町の基本条例を作ろうと思ったら、このレベルじゃないですよ。ものすごく時間を費やしますよ。ぼくにはできないと判断したんです、以上です。

○5番（藤井 要君） 先ほどからお話を聞いていますと、なかなかこれは結論が出ないというようなことになるかと思えます。そうすると、即採決ということもありますけれども、国会なんかでもやりますけれども、議長預かりとか、そういうので、全員の・・・、もし、ここの議員の全員の賛成が得られれば、議長権限で・・・、議長預かりで・・・、今後ともこれを議論していくということも諮ってもらいたいと私は思いますけれども・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 私に対してですか。

○5番（藤井 要君） 権限は議長です。

○議長（稲葉昭宏君） これは議員発議ですから、議員立法を作ろうということですから、町長の提案ではありませんから。議員発議・・・、皆さんの中から出たことですから、これは議長が、そこを制するわけにはいきません。

例えば、当局の方から出た提案・・・、提案権は町長にあるわけですから・・・。しかし、この提案は・・・、議案は議員発議で、議員から出たことですから、そこは議員の皆さんを尊重するということで・・・。

○5番（藤井 要君） ですから私は、先ほど言いましたけれども、ここに残っている方々全員が賛成であればという前提のもとで質問しております。議長に対して・・・。議長がその心というか器量が・・・、おれに任せろと・・・、引き取ってやるよと・・・、そのくらいの・・・。議長、名議長じゃないですか。

○議長（稲葉昭宏君） 持ち上げられたりなんだからですけども、これはね。そこは根本が違い

ます。議員発議で、皆さんから発議をしたことだから・・・。

(藤井議員「議員が納得すれば・・・」と呼ぶ)

○議長(稲葉昭宏君) 納得する、しないの問題じゃないです、これは。

十分に藤井議員の発言を今後参考にしていきます。

議事を進めます。

ほかに質疑はありませんか。

○2番(渡辺文彦君) ちょっとこれは、いろいろ聞かなきゃならないことはいっぱいあるんですけども、とりあえず、さっき、福本さんが言われた件、6条なんですけれども、審査請求なんですけれども。例えばぼくが、こういう人間がいるから役場に行って、こういう人間を使ってくれよとかと言ったことを・・・、もし疑いがあつたとしても、証拠として出すというのは非常に難しいんじゃないかと思うわけですね。ここに録音なり何なりメモなりがあつて、その訴える人間が入手できればいいんですけども・・・、そうすると、証拠そのものの提出というのは非常に困難なような気がするんですけども、それはどのように考えますか。

○3番(長嶋精一君) そういうことはあると思いますよ。それでも、それは証拠としてないわけでしょう。それで無理やり証拠をつくるわけにはいかないんで、それはそれで・・・、その証拠はないものは、それを委員会にもって行ってやるということは、それはできないでしょう。

そこまで・・・、じゃあ、無理やり書面で書いて欲しいとか、そういうことまでは必要ないと思います。

だから、常識的に考えていただきたいなと思うわけです。そこまで言われるとつらいところですよ、私も。

○2番(渡辺文彦君) だから、常識的に判断すれば、訴える側は、基本的には証拠を出し得ない。だから、当然証拠がないんだから、審査会に出しても証拠がないものを受け入れられないということになるわけじゃないですか。そうすると、この請求権自体は明記されてもあまりいきてこないのかなという僕の考え方なんですけれども・・・。

○3番(長嶋精一君) そういうこともある場面においてはあるでしょうけれども、しっかりとした確証がある場合もあると思います。それは、ケースバイケースで・・・。

だから、こういう条例を作っているわけです。ケースバイケースで考えていただいたらいいんじゃないですかね。

○5番(藤井 要君) これで、私はしゃべるのをやめますので・・・。

今、ほかの人たちがいろいろ質問している中で、私が、長嶋さんに代わって答えるべきもの

だとしたら、私は、ここに・・・、6条のところになりますけれども、「政治倫理基準に反する行為をした疑いがある」ですから、その時には、「有権者の50分の1以上の署名」って・・・、これは100分の1とかというところもありますけれども、50分の1をもって「当該証拠とすべき」ですから、これはちょっと疑いがあるねということで・・・、じゃあ、その疑いは誰かがどうか、何人か見ているよとか、それを証拠として、もうこれは・・・、ですから50分の1のという考えで私はいいと思うんですよ。あまりいってもしようがないですけども、もうそろそろ・・・、先ほど私が言ったことも認められないということになれば、先ほど言った、松崎の偉大なる議長、お願いするしかありませんね、私は。先ほど言ったことを。

○議長（稲葉昭宏君） 議長は粛々と議事を進めるだけです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（土屋清武君） 実は、かばうようであれですけども、先ほどの6条の関係ですけども。この審査関係につきましては、私は先ほど言ったように、自治法の百条委員会を設ければ、こういう・・・そこにおれば証拠はなくても相手方が必ずあるでしょうから、その人を委員会に呼んで、そして、やることができるわけです。それは法でちゃんと決まっていますから、そういうものがあるから、こういう条例は作らなくてもいいと・・・。

○3番（長嶋精一君） それはそれ、これはこれです。答えは以上。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（土屋清武君） だいたい質疑がされたようですので、まして、これは今まで全協等でいろいろやって、内容も皆さん承知しているものですから、この辺で質疑を終結して採決に入っていただきたいと思います。

（「賛成」呼ぶ者あり）

（福本議員「最後に・・・」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 最後にと言っていますので・・・。福本君、最後にしてください。

○6番（福本栄一郎君） これは附則を見ますと、「平成29年1月1日から施行する」ということが書いてあります。それで、この第7条の政治倫理審査会の設置で、「審査会は委員5人をもって組織する。」「審査会の委員は監査委員2人と他に社会的信望があり、地方行政に関し識見の高いもののうちから議長が議会の承認を得て委嘱する。」というんですけども、これについては、いわゆる委員会。誰が、日当なんかは誰が払うんですか。

今日、松崎町一般会計補正予算（第4号）は終了しましたよね。全然これは出ていないです。この辺は、どういうふうに考えますか。

施行が1月1日からとありますけれども、委員さんを議長が承認を得て委嘱するんですけれども、その裏付けとなる執務報酬はどこから出るんですか。

○3番（長嶋精一君）　これが・・・、皆さんが承認していただいたなら、補正予算を組んでもらって、それでやっていくということです。以上です。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○6番（福本栄一郎君）　私は、発議第1号　松崎町議会議員政治倫理条例制定についての件に反対いたします。

地方自治法には、第100条に根拠を有する調査権があって、議員の動議や発議ができます。また地方自治法第134条に基づく懲罰の方法により制裁を科すことも可能となっているわけでございます。

一方で、町民には、地方自治法第13条第2項で議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権が定められていて、議員と議会の動きに問題があれば、解職を請求する権利が与えられています。

本条例案は、個人情報保護法との関係で問題を含んでいることや数少ないわずか8人の議員同士が疑心暗鬼となりかねなく、開かれたまちづくりを阻害するものとなる要因であると私は思います。

さらには、議員としての自由な発言や政治活動、さらには将来議員となるべき有為な人材を失ってしまうことになりかねません。さらには、当議会では何ら問題が生じていないにも関わらず、本条例を制定することは到底・・・、私としては理解に苦しむところであります。

よって、私は、本条例案を制定することについては反対するものであります。以上でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（藤井 要君） いろいろ話を聞いていると反対がえらいかなと思いますけれども、私は、この議会が議員の資質を問うたりとか、いろいろ町民の方に背を向けない立派な議員になりたい、なって欲しいという長嶋議員のそういう意思を汲み取りまして、小さな一石というか・・・、それですけれども、そういう意味を込めまして賛成いたします。

これからの松崎町議会がますます発展することを願ひまして賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） もう一度、本案に対する反対討論の発言を許します。

○2番（渡辺文彦君） 私は、この条例案に対して反対の表明をいたします。

理由はですけれども、先ほど何度もおっしゃっているんですけれども、同意によってしか成り立たないような条例、これは不備がありますので、条例として不備な条例を私は認めるわけにはいきません。ただし、これに対して反対はしますけれども、長嶋議員がこれを提出した意義は大変大きなものだと思っています。内容に関しては、私は9割方は支持をしております。ただ、問題はやっぱりこの先ほど申した1点においてのみ同意できないところがありますので、この件に関しては反対いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（伴 高志君） 私も、長嶋議員のこの熱意をもって取り組むこの条例への姿勢は本当に私は支持していますし、この倫理条例という・・・、この議会改革という形で長嶋議員がここに力を注いだということには非常に私も賛同しております。

ただ、質問の中で述べましたとおり、他の市町への影響というところで・・・、もちろん松崎町の議員ですから、松崎町のことを第一にということはあるんですけれども、それができない自分も本当にもう情けないですけれども、本当にやるのがなかなか整理できない部分もあるんですけれども、それはどうか・・・、本当に申し訳ないですけれども、ご理解いただきまして、私ももっと松崎町のことに関わっていけるようにしたいと思います。ただ、そこで・・・いろいろな・・・個人の活動なのか政治活動なのか、仕事なのか、アルバイトなのか、全くもうこれが区別できない。この・・・、むしろそういう意味では、制定して欲しいくらいですけれども、仕事でそのお金がどういうふうに動いているのか、私には・・・日々追われていますので、忙しい時はなかなか・・・、個人的なところでは、非常に申し訳ないですけれども、こういう請求するものが多くなって・・・、得する部分もあるかもしれないです。私はいろいろやっている・・・。



それで・・・、そういう部分もあるかもしれないですけど政治的に・・・、問題ありませんよということはもちろん当然これを作ることによって、そういう意義もあるかもしれませんが、これをまた違った活動でも・・・、長嶋議員がやっぱり・・・、いろいろな活動をされていると思うので、今後は、そういった形で賛同できるところは大いに賛同していきますので、今回は、非常に残念ながら、反対を表明しますが、これによって、長嶋議員を・・・、行う政治活動・・・、議会活動に賛同できないということではもちろんありません。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

長嶋議員、自席へ戻ってください。

これより発議第1号 松崎町議会議員政治倫理条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

---